

## ●艦隊職員勤務令

明治三十四年四月四日(達)

改正 明治三十五年六月七三號、七五號、三十九年一月六號、四十二年十一月一三九號、四十四年十月一〇號、大正二年四月六八號、九月一一九號、三年十一月一七〇號廢止

## 艦隊職員勤務令

第一條 司令長官ハ任務又ハ戰術上ノ必要ニ依リ艦隊ヲ數部ニ區分シ又ハ其ノ區分ヲ變更シタルトキハ之ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告スヘシ

第二條 司令長官ハ其ノ自ラ直率スル部ト司令官ニ分率セシメタル部トニ麾下幕僚ヲ分屬セシメ之ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三條 司令長官ハ自己竝司令官ノ旗艦ヲ定メ若ハ變更スル毎ニ之ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告スヘシ

前項ハ驅逐隊司令ノ乘艦ニ適用ス

第四條 司令長官ハ毎年三月翌會計年度ノ豫算ニ對照シテ該年度内麾下艦船ヲシテ執ラシメント欲スル行動豫定細表ヲ調要シ海軍大臣海軍軍令部長ニ提出スヘシ

第五條 司令長官其ノ麾下ヲ率ヒテ巡航區域外ニ赴キ若ハ其ノ麾下ノ一部ヲ巡航區域外ニ差遣スルヲ要スルトキハ行動豫定細表ニ記載セント否トニ關セス其ノ航行日程及行動計畫ヲ定メ海軍大臣海軍軍令部長ニ提出スヘシ但シ艦隊條例第七條

ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 司令長官其ノ麾下ヲ率ヒテ電信ノ連絡ナキ地方ニ赴ク  
トキハ電信ノ連絡アル最終ノ地ヲ發スル二十四時間前ニ其ノ  
航行スヘキ地方竝其ノ所要ノ時日ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ麾  
下ノ一部ヲ差遣スルトキ亦之ニ準ス

第七條 司令長官ハ麾下艦隊ノ内規内則等ヲ制定若ハ變更シタ  
ルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第八條 司令長官ハ麾下艦隊ノ日課、週課ヲ制定シ之ヲ海軍大  
臣ニ報告スヘシ

第九條 司令長官ハ自己ノ發スル命令、訓令、告示等ヲ左ノ三  
種ニ區別シテ軍機ヲ保護スヘシ

一 司令官及幕僚竝其ノ令達ニ關係アル高等武官ノ外祕密ト  
スヘキモノ

二 麾下高等武官以上竝其ノ令達ニ關係アル准士官及下士卒  
ノ外祕密トスヘキモノ

三 其ノ傳達ヲ麾下一般トシ部外ニ洩ルルモ差支ナキモノ  
第十條 司令長官ハ軍機上必要ト認ムルトキハ己ノ閱覽ヲ經ス  
シテ麾下職員一切ノ私信ヲ發送スルコトヲ禁シ又他トノ交通  
ヲ禁スルコトヲ得

第十一條 司令長官ハ同所ニ於ケル麾下艦船ノ時辰ヲ齊一ナラ  
シムルコトヲ要ス

第十二條 司令長官ハ麾下艦隊ノ任務施行上必要ト認ムルトキ  
ハ便宜ノ區域内ニ限り一定ノ標準時ヲ指定シ麾下艦船限り之  
ヲ用ヒシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲナシタルトキハ速ニ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十三條 司令長官ハ其ノ麾下ヲ率ヒテ航行中ハ天候ノ模様ニ  
依リ又ハ其ノ他ノ必要ニ應ジ艦隊ノ集合地點ヲ指示スルヲ要

ス

第十四條 司令長官ハ麾下ノ工作船若ハ艦船乗員ノ力ヲ以テ修理  
セシムルコト能ハサルモノノ外ハ麾下艦船兵器ノ修理ヲ造船  
及造兵工場ニ委託セシムヘカラス但シ任務上急速ヲ要スルト  
キハ此ノ限ニアラス

第十五條 司令長官ハ海軍信號書及艦隊運動程式等ニ變更追加  
ノ必要ヲ認メタルトキハ假ニ之ヲ記入シ麾下艦船限り之ヲ實  
施セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ速ニ之ヲ海軍軍令  
部長ニ報告スヘシ

第十六條 司令長官ハ麾下ノ候補生及准士官ニ轉勤ヲ命シタル  
トキ又ハ麾下ノ職員ニ他ノ職務ヲ代理セシメタルトキ及之ヲ  
解キタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ但シ海軍省ヨリ發  
スル辭令ト抵觸スル場合ニ於テハ海軍省ノ辭令ニ從フヘシ

第十七條 司令長官艦隊條例第十條ニ依リ同港内ニ在ル他管ノ  
艦船ヲ指揮スルハ其ノ港ノ守備其ノ他港内一般ニ關スルコト  
ニ限ル但シ如何ナル場合ヲ問ハス其ノ本務ヲ妨クルコトヲ得  
ス

第十八條 司令長官ハ法令ニ依ルカ又ハ許可ヲ得ルニアラサレ  
ハ職工船舟ヲ備ヒ入レ又ハ土地建物ヲ借入ルルコトヲ得ス若  
シ緊急ノ必要アリテ其ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ事後其ノ  
詳細ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十九條 司令長官ハ内國港灣ニ於テハ事情止ヲ得スト認ムル  
場合ニアラサレハ麾下艦船ニ他人ヲ便乗セシムルコトヲ得ス  
但シ之ヲ便乗セシメタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十條 司令長官ハ銃砲ノ射撃、水雷ノ發射、發火若ハ陸上  
操練ヲ施行セシムルニ當リ所在人民ノ生業ニ影響シ又ハ危險  
ノ虞アリト認ムルトキハ勿論其ノ然ラサル場合ニ於テモ成ル

ヘク地方ノ官衙公署ニ豫報スヘシ

第二十一條 司令長官ハ内外國艦船ノ坐礁、衝突、火災其ノ他

海難ニ罹レル事實ヲ見聞スルトキハ成ルヘク麾下ノ艦船ヲシテ相當ノ救護ヲナサシムヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ詳細ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 司令官ハ其ノ麾下ヲ指揮統率シ其ノ軍紀、風紀、教育、訓練ヲ監視スヘシ

第二十三條 司令官ハ麾下艦船ヨリノ諸上申、報告、伺等ハ審査ノ上之ヲ處分シ其ノ進達ヲ要スルモノハ之ヲ司令長官ニ進達スヘシ

第二十四條 司令官ハ其ノ麾下ニ對シテハ司令長官ノ職務ヲ規定セル箇條ニ準シ職務ヲ行フヘシ但シ艦隊全部ニ涉ル事項ハ凡テ司令長官ノ計畫ニ則ルヲ要ス

第二十五條 參謀長ハ司令長官ノ職務ニ參シ其ノ命令ノ傳達ヲ掌リ竝之カ實施ヲ監視スヘシ

第二十六條 參謀長ハ艦隊日誌ヲ整備シ艦隊艦船日々ノ所在、行動、演習及重大ナル事件ヲ記錄シ常ニ艦隊ノ事歴ヲシテ明瞭ナラシムヘシ

第二十七條 參謀長ハ海軍省、海軍軍令部、海軍艦政本部、海軍教育本部、鎮守府、要港部等關係アル官衙ノ主務官ト常ニ相通報シ内外ノ事情ニ疎隔ナキコトヲ期スヘシ

第二十八條 參謀長ハ艦隊ニテ實驗シタル事業ニシテ海軍戰術講究ノ資料タルヘシト認ムルモノハ凡テ之ヲ海軍大學校ニ通報スヘシ

第二十九條 參謀長ハ司令長官カ麾下司令官及艦船長ヲ會シ軍議ヲ開クトキハ常ニ之ニ參與シ且其ノ記錄ヲ掌理スヘシ

第三十條 司令長官ノ幕僚タル參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ分擔スヘシ

第三十一條 司令官ノ參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケテ服務シ其ノ命令ノ傳達ヲ掌リ竝之カ實施ヲ監視シ且人事、文書ノ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

第三十二條 司令官ノ首席參謀ハ參謀長ノ職務ヲ規定スル箇條ニ準シ服務スヘシ

第三十三條 副官ハ人事、文書ノ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

第三十四條 航海長、機關長、軍醫長、主計長、主理及通譯官ハ其ノ主務ニ關シ司令長官ニ具申若ハ報告等ヲナス場合ニ於テハ凡テ參謀長ヲ經由スヘシ

第三十五條 航海長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先チ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊ノ航路、速度、航行日程、錨地及碇泊艦位等ヲ案定シ參謀長ニ提出スヘシ

第三十六條 航海長ハ其ノ主管品ヲ整理シ又艦隊艦船航海ノ事務及其ノ航海長ノ主任タル教育事務カ規定ニ適合シテ實施セラルルヤ否ヲ監視スヘシ

第三十七條 航海長ハ艦隊艦船ノ航海ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審查シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シ司令長官ニ進達スヘシ

第三十八條 航海長ハ未測ノ港灣ニ至リ時機之ヲ許ストキハ司令長官ニ具申シ各艦船航海長及必要人員ヲ集メ自ラ其ノ長トナリ測量ヲ行ヒ其ノ測圖及水路記事ヲ司令長官ニ進達スヘシ

第三十九條 機關長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先チ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船ノ石炭及罐水ノ補給其ノ他機關ノ處理ニ關スル必要ノ計畫ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十條 機關長ハ常ニ艦隊艦船ノ石炭消費額ノ當否ニ注意シ

第四十條 機關長ハ常ニ艦隊艦船ノ石炭消費額ノ當否ニ注意シ

艦隊ノ行動ニ要スル石炭消費額其ノ年度内石炭豫算額ニ超過セサルヤ否ヲ調査シ毎月五日マテニ各艦ノ航行里程及石炭消費額並豫算全額、殘額、増額等ノ對照統計表ヲ作り司令長官ニ進達スヘシ

第四十一條 機關長ハ艦隊艦船ニ於ケル機關官以下ノ教育訓練及機關ノ管理カ規定ニ適合シテ實施セラルルヤ否ヲ監視スヘシ

第四十二條 機關長ハ艦隊艦船ノ汽機、汽罐其ノ他機關長ノ主管ニ屬スル兵器及機械等ノ檢査若ハ試驗ヲ執行スルモノアルトキハ之ニ立會其ノ結果ヲ司令長官ニ報告スヘシ

第四十三條 機關長ハ艦隊艦船ノ汽機、汽罐其ノ他機關長ノ主管ニ屬スル兵器及機械等ノ構造適否及其ノ改良ニ關シ意見アルトキハ司令長官ニ具申シ且之ヲ其ノ艦船ノ本籍鎮守府機關部長ニ通牒スヘシ

第四十四條 機關長ハ艦隊艦船ノ機關ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審查シ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シ司令長官ニ進達スヘシ

第四十五條 軍醫長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先チ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船ノ治療品準備ニ關スル計畫ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十六條 軍醫長ハ艦隊ノ港灣ニ入港スル毎ニ必要ニ應シ直ニ其ノ地健康ノ情況、食品及飲料水ノ良否等ヲ調査シ艦隊乗員ノ衛生ニ關シ必要ノ措置ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十七條 軍醫長ハ艦隊艦船ノ衛生實況ヲ詳知シ各艦船ノ醫務及其ノ軍醫長ノ主任タル教育事務カ規定ニ適合シテ實施セラルルヤ否ヲ監視スヘシ

第四十八條 軍醫長ハ艦隊艦船ノ醫務衛生ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審查シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シテ司令長官ニ進達スヘシ

第四十九條 軍醫長ハ艦隊艦船ニ傳染病發生スルトキハ必要ノ措置ヲ定メテ司令長官ニ具申スヘシ

第五十條 主計長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先チ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船主計長ノ主管ニ屬スル金錢、被服、糧食ノ準備ニ關スル計畫ヲ定メ參謀長ニ提出スヘシ

第五十一條 主計長ハ機動費ノ準備及之カ支出ノ當否ヲ精査シ且其ノ運用ヲ監視スヘシ

第五十二條 主計長ハ艦隊艦船主計長主管ニ屬スル金錢、物品ノ出納、保管及準備ノ現況ニ注意シ之ニ關スル諸規程訓令等ノ施行ヲ監視スヘシ

第五十三條 主計長ハ常ニ艦隊艦船ノ會計給與上ノ當否及其ノ主計長ノ主任タル教育事務ヲ監視シ特ニ物品ノ購買ニ關シテハ其ノ手續ヲ盡シタルヤ否ヲ注意スヘシ

第五十四條 主計長ハ艦隊艦船ノ會計給與ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審查シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シ司令長官ニ進達スヘシ

第五十五條 主計長ハ艦隊艦船ノ會計給與事務ノ進行上ニ關シ報告ヲ要スルトキハ主計長ヲシテ之ヲ報告セシムルコトヲ得

第五十六條 主計長ハ艦隊艦船ノ金櫃及會計給與ニ關スル帳簿書類等ノ調査ヲ必要ト認ムルトキハ司令長官ノ認可ヲ得テ艦船長ニ照會シ主計長ヲシテ之ヲ提出セシメ若ハ之ヲ臨檢スルコトヲ得

第五十七條 主理ハ海軍檢察ノ正當ニ行ハルルヤ否ニ注意シ其

ノ主務ニ關スル諸般ノ取調ヲ爲シ之ニ關スル命令若ハ指令案ヲ附シ具申、申請等ヲ審査シ意見アルトキハ司令長官ニ具申スヘシ

第五十八條 鎮守府艦隊ノ職員ハ本令ニ於テ司令官以下ノ職務ヲ規定スル箇條ニ準シ其ノ職務ヲ行フヘシ

明治三十五年六月二十六日 (達七三)

艦隊職員勤務令第二條ヲ第二條ノ一トシ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二 司令長官ハ幕僚及旗艦增加定員ヲ一時麾下艦船ニ分乗セシムルコトヲ得

明治三十五年六月二十八日 (達七五)

艦隊職員勤務令第十九條中「他人」ヲ「海軍部外ノ者」ニ改ム

明治三十九年一月二十七日 (達六)

艦隊職員勤務令中左ノ通改正ス

第五條中「海軍大臣海軍軍令部長ニ提出スヘシ」ヲ「豫メ海軍大臣ノ承認ヲ受クヘシ」ニ改ム

明治四十二年十一月二十七日 (達一三九)

艦隊職員勤務令中左ノ通改正ス

第五條中「第七條」ヲ「第八條」ニ改ム

第十六條 司令長官ハ麾下ノ候補生兵曹長同相當官及准士官ニ一時轉勤ヲ命シタルトキ又ハ麾下ノ職員ニ他ノ職務ヲ代理セ

シメタルトキ及之ヲ解キタルトキハ候補生以上ニ在リテハ海軍大臣ニ報告シ兵曹長同相當官准士官ニ在リテハ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ通牒スヘシ

第十七條中「第十條」ヲ「第十二條」ニ改ム  
附則

本達ハ明治四十二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十月十一日 (達一一〇)

艦隊職員勤務令中左ノ通改正ス

第十五條 司令長官ハ海軍信號書、艦隊運動程式等ニ變更追加ノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ案ヲ具シ速ニ海軍軍令部長ニ提出スヘシ

大正二年四月一日 (達六八)

艦隊職員勤務令中左ノ通改正ス

第三十一條 司令官ノ參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケ服務シ其ノ命令ノ傳達ヲ掌リ竝之カ實施ヲ監視シ副官ヲ置カサル艦隊ノ參謀ハ仍人事、文書ヲ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

大正二年九月十三日 (達一一九)

艦隊職員勤務令中左ノ通改正ス

第三十條ノ二 司令官ノ幕僚トシテ參謀長ヲ置キタルトキハ其ノ職務ハ第二十五條乃至第二十九條ニ準ス此ノ場合ニ在リテハ司令官ノ幕僚タル參謀ノ職務ハ第三十條ニ準ス